

一 葬祭具の支給

二 火葬（埋葬）

三 前各号に掲げるもののほか葬儀の執行に必要なものの支給

第四章 保健事業

（保健事業）

第五条 この広域連合は、被保険者の健康の保持増進【、被保険者の療養環境の向上、後期高齢者医療給付及び被保険者の療養のための費用にかかる資金の貸し付け等】のために次に掲げる事業を行う。

一 健康診査

(二)

第六条 前条に定めるもののほか、保健事業に関して必要な事項は、別にこれを定める。

第五章 保険料

（保険料の賦課総額）

第七条 特定期間（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号。以下「法」という。）第

百六条第二項に規定する特定期間をいう。）における各年度の法第一百四条第二項の規定によりこの広域連合が被保険者に対して課する保険料の賦課額（第二十一条又は第二十二条に規定する基準に従い次条又は第十四条の規定に基づき算定される被保険者均等割額を減額するものとした場合にあっては、その減額する）こととなる額を含む。）の総額（以下「賦課総額」という。）は、次のとおりとする。

一 当該賦課総額は、特定期間ににおける各年度のイに掲げる額の合算額の見込額からロに掲げる額の合算額の見込額を控除して得た額の合算額（以下「保険料収納必要額」という。）を予定保険料収納率で除して得た額であること。

イ 療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額の合計額（以下「療養の給付等に要する費用の額」という。）、法第七十条第三項（法第七十四条第十項、第七十五条第七項及び第七十六条第六項において準用する場合を含む。）及び第七十八条第七項の規定によるこの広域連合の事務の執行に要する費用（法第七十条第四項（法第七十四条第十項、法第七十五条第七項、第七十六条第六項及び第七

十八条第八項において準用する場合を含む。）の規定による委託をする費用を含む。）、財政安定化基金拠出金及び法第百十七条第二項の規定による拠出金の納付に要する費用の額、法第百十六条第二項

第一号に規定する基金事業借入金の償還に要する費用の額、保健事業に要する費用の額並びにその他の後期高齢者医療に要する費用（後期高齢者医療の事務の執行に要する費用を除く。）の額の合算額

四 法第九十三条、第九十六条及び第九十八条の規定による負担金、法第九十五条の規定による調整交付金、法第百条の規定による後期高齢者交付金、法第百十七条第一項の規定による交付金、法第百二条及び第百三条の規定による補助金その他後期高齢者医療に要する費用（後期高齢者医療の事務の執行に要する費用を除く。）のための収入（法第九十九条第一項及び第二項の規定による繰入金を除く。）の額

の合算額

二 前号の予定保険料収納率は、特定期間における各年度に賦課すべき保険料の額の総額の合算額に占めるこれらの年度において収納する保険料の見込総額の合算額の割合として高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成十九年厚生労働省令第〇〇号。以下「施行規則」という。）第八十三条で定める基準に従い算定される率であること。

五頁

三 賦課総額は、所得割総額及び被保険者均等割総額の合計額とし、所得割総額は被保険者均等割総額に施行規則第八十四条に定める方法により算定した所得係数の見込値を乗じて得た額であること。

（保険料の賦課額）

第八条 各年度における法第百四条第二項の規定によりこの広域連合が被保険者（法第百四条第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準に該当する地域として別表第〇に定めるもの【規則に定める地域】に住所を有する被保険者（以下「特定地域居住被保険者」という。）を除く。以下この条、次条及び第十条において同じ。）に対して課する保険料の賦課額は、被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合計額とする。ただし、法第九十九条第二項に規定する被保険者（以下「被扶養者であった被保険者」という。）に係る賦課額は、被保険者につき算定した被保険者均等割額とする。

2 前項の賦課額に一円未満の端数があるときは、これを切り上げる。

（保険料の所得割額）

第九条 前条の所得割額は、地方税法第三百十四条の二第一項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第二項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の

「総所得金額等」という。)に第一号に掲げる額を第二号に掲げる額で除して得た率(以下「所得割率」という。)を乗じて得た額とする。ただし、この広域連合における被保険者の所得の分布状況その他の事情に照らし、前条、この条本文、次条第一項、第十二条及び第十三条の規定に基づき当該被保険者に係る保険料の賦課額を算定するものとしたならば、当該賦課額が、第十八条の規定に基づき定められる当該賦課額の限度額を上回ることが確実であると見込まれる場合には、施行規則第八十五条の規定により、基礎控除後の総所得金額等を補正するものとする。

一 第七条第三号に規定する所得割総額から特定地域居住被保険者に対して課された所得割額の総額を控除了した額

二 被保険者につき施行規則第八十六条で定めるところにより算定した特定期間における各年度の基礎控除後の総所得金額等の合算額の見込額

三 前項の場合における地方税法第三百四十四条の二第一項に規定する総所得金額又は山林所得金額は、同法第三百十三条规定中雑損失の金額に係る部分の規定を適用しないものとして算定する。

3 第一項の所得割率に小数点以下第四位未満の端数があるときは、これを切り上げる。

(保険料の被保険者均等割額)

第十一条 第八条の被保険者均等割額は、第七条第三号の被保険者均等割総額から特定地域居住被保険者に対して課された被保険者均等割額の総額を控除した額を施行規則第八十七条で定めるところにより算定した特定期間における各年度の被保険者の見込数の合計数で除して得た額とする。

2 前項の均等割額に一円未満の端数があるときは、これを切り上げる。

(所得割率及び被保険者均等割額の適用)

第十二条 所得割率及び前条の規定により算定された被保険者均等割額は、この広域連合の全区域(別表第〇に定める地域【規則に定める地域】を除く。)にわたって均一とする。

(所得割率)

第十三条 平成〇〇年度及び平成〇〇年度の所得割率は、何とする。

(均等割額)

第十三条 平成〇〇年度及び平成〇〇年度の均等割額は、何とする。

(所得割率及び均等割額の告示)

(第十二条 この広域連合の長は、所得割率及び均等割額を決定したときは、すみやかに告示しなければならない。)

(特定地域居住被保険者に係る保険料の賦課額)

第十四条※1 各年度における法第百四条第二項の規定により特定地域居住被保険者に対して課する保険料の賦課額は、特定地域居住被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合計額とする。ただし、被扶養者であった被保険者に係る賦課額は、特定地域居住被保険者につき算定した被保険者均等割額とする。

(特定地域居住被保険者に係る保険料の所得割額)

第十五条※1 前条の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に特定所得割率を乗じて得た額とする。ただし、この広域連合における特定地域居住被保険者の所得の分布状況その他の事情に照らし、前条、この条本文、次条及び第十七条の規定に基づき当該特定地域居住被保険者に係る保険料の賦課額を算定するものとしたならば、当該賦課額が、第十八条の規定に基づき定められる当該賦課額の限度額を上回ることが確実であると見込まれる場合には、施行規則第八十五条の定めるところにより、基礎控除後の総所得金額等を補正する

ものとする。

2 前項により算定した保険料賦課額に一円未満の端数があるときは、これを切り上げる。

(特定地域居住被保険者に係る特定所得割率及び被保険者均等割額)

第十六条※1 前条第一項の特定所得割率は、所得割率、療養の給付等に要する費用の額等を勘案し、かつ、所得割率に百分の五十を乗じて得た率を下回らない範囲内で定めるものとする。

2 第十四条の被保険者均等割額は、第八条の被保険者均等割額、療養の給付等に要する費用の額等を勘案し、かつ、第八条の被保険者均等割額に百分の五十を乗じて得た率を下回らない範囲内で定めるものとする。

(特定地域居住被保険者に対して課する保険料の所得割率及び均等割額)

第十七条※1 平成〇〇年度及び平成〇〇年度の特定地域居住被保険者に対して課する保険料の所得割率及び均等割額は別表第〇に定める値とする。

【※1 第十四条から第十七条までについては、広域連合によつては不要。】

(保険料の賦課限度額)

第十八条 第八条及び第十四条の賦課額は、五十万円を超えることができない。

(賦課期日)

第十九条 保険料の賦課期日は、四月一日とする。

(賦課期日後において被保険者の資格取得又は喪失があつた場合)

第二十条 保険料の賦課期日後に被保険者の資格を取得した場合における当該被保険者に係る保険料の額の算定は、当該被保険者が資格を喪失した日の属する月から月割をもつて行う。

2 保険料の賦課期日後に被保険者の資格を喪失した場合における当該被保険者に係る保険料の額の算定は、当該被保険者が資格を喪失した日の属する月の前月まで月割をもつて行う。

3 前二項において算定した保険料賦課額に一円未満の端数があるときは、これを切り上げる。

(所得の少ない者に係る保険料の減額)

第二十一条 各年度における法第一百四条第二項の規定によりこの広域連合が被保険者に対して課する保険料の法第九十九条第一項に規定する所得の少ない者について行う減額賦課は、次のとおりとする。

一 世帯主及び当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在においてその世帯に属する被保険者につき算定した地方税法第三百十四条の二第一項

に規定する総所得金額(青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、三百十三条第三項、第四項又は第五項の規定を適用せず、また、所得税法第五十七条第一項、第三項又は第四項の規定の例によらないものとし、山林所得金額の算定についても同様とする。以下同じ。)及び山林所得金額の合算額が、地方税法第三百十四条の二第二項に掲げる金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に十分の七を乗じて得た額

二 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、地方税法第三百十四条の二第二項に掲げる金額に二十四万五千円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者(当該世帯主を除く。)の数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外の者 当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に十分の五を乗じて得た額

三 第一号に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、地方税法第三百十四条の二第二項に掲げる金額に三十五万円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数を乗じて得た額を加算した金額を超える

ない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前二号に該当する者以外の者 当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に十分の一を乗じて得た額

2 前項の規定により算定した減額する額に一円未満の端数があるときは、これを切り上げる。

(被扶養者であつた被保険者に係る保険料の減額)

第二十二条 各年度における法第四百四条第二項の規定によりこの広域連合が被保険者に対して課する保険料の被扶養者であつた被保険者について行う減額賦課は、次のとおりとする。

一 被扶養者であつた被保険者（前条第一号及び第二号の規定による減額がされない被保険者に限る。）について、法第五十二条各号に掲げる場合のいずれかに該当するに至った日の属する月以後二年を経過する月までの間に限り、当該被保険者に対して賦課する被保険者均等割額を減額する。

二 前号の規定に基づき減額する額は、この広域連合の当該年度分の保険料に係る当該被保険者均等割額に十分の五を乗じて得た額とする。

2 前項の規定により算定した減額する額に一円未満の端数があるときは、これを切り上げる。

(保険料の額の通知)

第二十三条 保険料の額が定まったときは、この広域連合は、すみやかに、これを被保険者に通知しなければならない。その額に変更があつたときも、同様とする。

(徴収猶予)

第二十四条 この広域連合の長は、被保険者が、次の各号のいずれかに該当することによりその納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、その申請によつて、その納付することができないと認められる金額を限度として、六箇月以内の期間を限つて、その徴収を猶予することができる。

一 被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。

二 被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。

三 被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。

四 被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと。

2 前項の規定により保険料の徴収猶予を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に徴収猶予を必要とする理由を証明すべき書類を添付して、この広域連合の長に提出しなければならない。

一 被保険者及びその属する世帯の生計を主として維持する者の氏名及び住所

二 徴収猶予を受けようとする保険料の額及び納期限又は当該保険料の徴収に係る特別徴収対象年金給付の支払に係る月

三 徴収猶予を必要とする理由

(保険料の減免)

第二十五条 この広域連合の長は、次の各号のいずれかに該当する被保険者のうち必要があると認められるものに対し、保険料を減免する。

一 被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。

二 被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。

三 被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。

四 被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと。

2 前項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、普通徴収の方法により保険料を徴収されている者については納期限前七日までに、特別徴収の方法により保険料を徴収されている者については特別徴収対象年金給付の直近の支払日の七日前までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、この広域連合の長に提出しなければならない。

一 被保険者及びその属する世帯の生計を主として維持する者の氏名及び住所

二 減免を受けようとする保険料の額及び納期限又は当該保険料の徴収に係る特別徴収対象年金給付の支払に係る月

二・減免を必要とする理由

- 3 第一項の規定により保険料の減免を受けた者は、その理由が消滅した場合においては、直ちにその旨をこの広域連合の長に申告しなければならない。

(保険料に関する申告)

第二十六条 被保険者は、四月十五日まで（保険料の賦課期日後に被保険者の資格を取得した者は、当該資格を取得した日から十五日以内）に、被保険者及びその属する世帯の世帯主その他その世帯に属する被保険者の所得その他この広域連合の長が必要と認める事項を記載した申告書をこの広域連合の長に提出しなければならない。ただし、当該被保険者及びその属する世帯の世帯主その他その世帯に属する被保険者の前年中の所得につき地方税法第三百十七条の二第一項の申告書が市町村長に提出されている場合又は被保険者及びその属する世帯の世帯主その他その世帯に属する被保険者が同項ただし書に規定する者（同項ただし書の条例で定める者を除く。）である場合においては、この限りではない。

(普通徴収の保険料賦課の特例) 【※2暫定賦課をする場合に規定】

第二十七条 普通徴収において、保険料の所得割額の算定の基礎に用いる基礎控除後の総所得金額が確定しな

いため当該年度分の保険料の額を確定することができない場合においては、その確定する日までの間において到来する市町村が定める納期において当該市町村が徴収すべき保険料に限り、被保険者について、その者の前年度の保険料の額を当該年度の当該保険料に係る納期の数で除して得た額（この広域連合の長が必要と認める場合には、この広域連合の長が定める額とする。）を、それぞれの納期に係る保険料として賦課する。

(保険料の納付)

第二十八条 保険料は、第八条から前条までの規定に基づき当該市町村に住所を有する被保険者に対して賦課した保険料の額を当該被保険者から市町村が徴収し、その徴収した額をこの広域連合に納付するものとする。

(市町村が徴収すべき保険料の額)

第二十九条 保険料の賦課期日後に被保険者が住所を有することとなつた市町村において徴収すべき保険料の額の算定は、当該被保険者が住所を有したこととなつた日の属する月から月割をもつて行う。

2 保険料の賦課期日後に被保険者が住所を有しなくなつた市町村において徴収すべき保険料の額の算定は、

当該被保険者が住所を有しなくなった日の属する月の前月まで月割りをもつて行う。

- 3 第一項の規定により算定した額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨て、第二項の規定により算定した額に一円未満の端数があるときは、これを切り上げる。

(延滞金の納付)

第三十条 延滞金は、被保険者から保険料を徴収する市町村が当該被保険者から徴収し、その徴収した額をこの広域連合に納付するものとする。

(市町村において行う事務)

第三十一条 保険料の徴収並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行令第二条並びに施行規則第六条及び第七条に規定する事務の他、次の各号に掲げる事務については、市町村において行うものとする。

- 一 第二十三条の規定により通知する通知書の引渡し
- 二 第二十四条の保険料の徴収猶予に係る申請書の提出の受付
- 三 第二十四条の保険料の徴収猶予の申請に対する処分に係る通知書の引渡し
- 四 第二十五条の保険料の減免に係る申請書の提出の受付

- 五 第二十五条の保険料の減免の申請に対する処分に係る通知書の引渡し
- 六 第二十六条の申告書の提出の受付
- 七 前各号に掲げる事務に付随する事務

第六章 罰則

第三十二条 この広域連合は、被保険者が法第五十四条第一項の規定による届出しないとき（同条第二項の規定により当該被保険者の属する世帯の世帯主から届出がなされたときを除く。）又は虚偽の届出をしたときは、その者に対し、十万円以下の過料を科する。

第三十三条 この広域連合は、法第五十四条第四項又は第五項の規定により被保険者証の返還を求められでこれに応じない者に対し、十万円以下の過料を科する。

第三十四条 この広域連合は、被保険者、被保険者の配偶者若しくは被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者が正当な理由がなく法第一百三十七条第一項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対しても答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、十万円以下の過料を科する。

第三十五条 この広域連合は、偽りその他不正の行為により徴収猶予した一部負担金に係る徴収金その他法第四章の規定による徴収金（「この広域連合が徴収するものに限る。」）の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の五倍に相当する金額以下の過料を科する。

第三十六条 前四条の過料の額は、情状により、この広域連合の長が定める。

2 前四条の過料を徴収する場合において発する納額告知書に指定すべき納期限は、その発布の日から起算して十日以上を経過した日とする。

附 則

（施行期日）

第一条 この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

（普通徴収の保険料賦課の特例についての読み替え）

第二条 平成二十年度において、普通徴収の保険料の所得割額の算定の基礎に用いる基礎控除後の総所得金額が確定しないため当該年度分の保険料の額を確定することができない場合においては、第二十七条の規定を準用する。

2 第一項の場合において、「前年度の保険料の額」とあるのは、「平成二十年度の保険料の見込額」と読み替えるものとする。

（公的年金等所得に係る保険料の減額賦課の特例）

第三条 当分の間、被保険者又はその属する世帯の世帯主であつて前年中に所得税法第三十五条第三項に規定する公的年金等に係る所得（以下「公的年金等所得」という。）について同条第四項に規定する公的年金等控除額（年齢六十五歳以上である者に係るものに限る。以下「特定公的年金等控除額」という。）の控除を受けたものについては、第十七条第四項第一号中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額（所得税法第三十五条第三項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第二項第一号の規定によつて計算した金額から十五万円を控除した金額）」と、「同条第二項」とあるのは、「地方税法第三百十四条の二第二項」と、同項第二号中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額（所得税法第三十五条第三項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第二項第一号の規定によつて計算した金額から十五万円を控除した金額）」と、「同法第三百十三条第三項」とあるのは、「地方税法第三百十三条第三項」と、同項第三号イ中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額（所得税法第三十五条第三項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第二項第一号の規定によつて計算した金額から十五万円を控除した金額）」と、「

二項第一号の規定によつて計算した金額から十五万円を控除した金額」と、同項第四号中「総所得金額」とあるのは「総所得金額（所得税法第三十五条第三項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第二項第一号の規定によつて計算した金額から十五万円を控除した金額）」と、「同条第二項」とあるのは「地方税法第三百十四条の二第二項」と、同項第五号中「総所得金額」とあるのは「総所得金額（所得税法第三十五条第三項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第二項第一号の規定によつて計算した金額から十五万円を控除した金額）」と、「同法第三百十三第三項」とあるのは「地方税法第三百十四条の二第二項」とする。

（土地の譲渡等に係る事業所得等に係る保険料の賦課の特例）

第四条 被保険者であつて地方税法附則第三十三条の三第五項の事業所得又は雑所得を有するものについては、第十七条第二項第二号中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに同法附則第三十三条の三第五項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第二項」とあるのは「同法第三百十四条の二第二項」と、同項第三号中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は同法附則第三十三条の三第五項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

2 被保険者又はその属する世帯の世帯主であつて地方税法附則第三十三条の三第五項の事業所得又は雑所得を有するものについては、第十七条第四項第一号中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに同法附則第三十三条の三第五項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第二項」とあるのは「同法第三百十四条の二第二項」と、同項第一号中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は同法附則第三十三条の三第五項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、同項第三号イ中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに地方税法附則第三十三条の三第五項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「地方税法第三百十四条の二第一項」とあるのは「同法第三百十四条の二第二項」と、同項第四号中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに同法附則第三十三条の三第五項に規定する土地等に係る事業所得の金額」と、「同条第二項」とあるのは「同法第三百十四条の二第二項」と、同項第五号中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は同法附則第三十三条の三第五項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

（長期譲渡所得等に係る保険料の賦課の特例）

第五条 被保険者であつて地方税法附則第三十四条第四項の譲渡所得を有するものについては、第十七条第二

項第一号中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額」と、同項第三号中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額」とする。

- 2 前項の規定は、被保険者が地方税法附則第三十五条第五項の譲渡所得を有する場合について準用する。この場合において、前項中「附則第三十四条第四項」とあるのは「附則第三十五条第五項」と、「控除後の長期譲渡所得の金額」とあるのは「控除後の短期譲渡所得の金額」と読み替えるものとする。

- 3 被保険者又はその属する世帯の世帯主であつて地方税法附則第三十四条第四項の譲渡所得を有するものについては、第十七条第五項第一号中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに同法附則第三十四条第四項に規定する長期譲渡所得の金額」と、「同条第二項」とあるのは「同法第三百十四条の二第二項」と、同項第二号中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は同法附則第三十四条第四項に規定する長期譲渡所得の金額」と、「同条第二項」と、同項第三号中イ中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに地方税法附則第三十四条第四項に規定する長期譲渡所得の金額」と、「地方税法第三百十四条の二第二項」とあるのは「同法第三百十四条の二第二項」と、同項第四号中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに同法附則第三十四条第四項に規定する長期譲渡所得の金額」と、「同条第二項」と、「同条第二項」とあるのは「同法第三百十四条の二第二項」と、同項第四号中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに同法附則第三十五条第五項の譲渡所得を有する場合について準用する。」の場合において、前項中「附則第三十四条第四項」とあるのは「附則第三十五条第五項」と、「規定する長期譲渡所得の金額」とあるのは「規定する短期譲渡所得の金額」と読み替えるものとする。

(株式等に係る譲渡所得等に係る保険料の賦課の特例)

第六条 被保険者であつて地方税法附則第三十五条の二第六項の株式等に係る譲渡所得等を有するものについては、第十七条第二項第二号中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに同法附則第三十五条の二第六項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第二項」とあるのは「同法第三百十四条の二第二項」と、同項第三号中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は同法附則第三十五条の二第六項に規定する株式等に係る譲渡所得金額等の金額」とする。

- 2 被保険者又はその属する世帯の世帯主であつて地方税法附則第三十五条の二第六項の株式等に係る譲渡所

- 2 被保険者又はその属する世帯の世帯主であつて地方税法附則第三十五条の二第六項の株式等に係る譲渡所

得等を有するものについては、第十七条第四項第一号中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに同法附則第三十五条の二第六項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第二項」とあるのは「同法第三百十四条の二第二項」と、同項第二号中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は同法附則第三十五条の二第六項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」と、同項第三号イ中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに地方税法第三十五条の二第六項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「地方税法第三百十四条の二第二項」とあるのは「同法第三百十四条の二第二項」と、同項第四号中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに同法附則第三十五条の二第六項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第二項」とあるのは「同法第三百十四条の二第二項」と、同項第五号中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は同法附則第三十五条の二第六項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

3 地方税法附則第三十五条の二の六第七項の規定の適用がある場合における前二項の規定の適用については、同項中「株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは、「株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第三十五条の二の六第七項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）」とする。

4 地方税法附則第三十五条の三第十三項の規定の適用がある場合における第一項及び第二項の規定の適用については、第一項及び第二項中「株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは、「株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第三十五条の三第十三項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）」とする。
 （先物取引に係る雑所得等に係る保険料の賦課の特例）

第七条 被保険者であつて地方税法附則第三十五条の四第四項の事業所得又は雑所得を有するものについては、第十七条第二項第二号中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに同法附則第三十五条の四第四項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第二項」とあるのは「同法第三百十四条の二第二項」と、同項第三号中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は同法附則第三十五条の四第四項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

2 被保険者又はその属する世帯の世帯主であつて地方税法附則第三十五条の四第四項の事業所得又は雑所得を有するものについては、第十七条第四項第一号中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに同法附則第三十五条の四第四項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第二項」とあるのは「同法第三百十四条の二第二項」と、同項第一号中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所